

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画
(富山県DV対策基本計画)〈第4次〉(素案)」に対するご意見の概要及び県の考え方

募集期間: 令和3年2月16日(火)～令和3年3月9日(火)

提出件数: 提出件数: 22件

(うち、計画への記載の追加7件、素案で対応済み9件)

提出者数: 4名

| 番号 | ご意見の概要 | 県の考え方 |
|----|---|---|
| 1 | 精神的DVについても、DV防止法の保護命令対象としてほしい。 | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)の保護命令対象については、国で定められているものであり、県が独自に保護命令対象の範囲を変更するものではありません。 今後、国の法改正の動向も注視してまいります。 |
| 2 | 離婚前後は同居親や子どもへの安全を最優先とする、DVや虐待に関するケースについては子どもの面会交流の取扱いを慎重にするなど、DV被害者やその家族への支援に注力することが必要。 | 重点目標9「①女性相談センターにおける一時保護体制の充実」、「③保護命令の通知を受けた場合の安全確保」において、被害者やその家族の安全確保について記載しています。(P.37、P.38) また、関係機関による連携、情報共有を図る際には、被害者の同伴親族の安全に十分な配慮がなされるよう努めます。 |
| 3 | 第3章 2基本理念(5)「施策の推進にあたっては、国、県、市町村等の関係機関と民間団体等の連携・協働が不可欠」に加え、「民間の団体に対する援助」についての記載を付け加えてください。(国の指針の「民間団体に対する援助等」に記載されているように、財政的支援を明記してください。) | 国の指針は、「国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが対等な立場で緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要」とし、「連携内容に応じ、情報提供、資料の提供、財政的援助等の必要な援助を行っていくことが望ましい」としています。「援助」は連携内容に応じ実施するものであり、基本理念では行政と民間団体が対等なパートナーであることを明確にするため「連携・協働」がより適切な表現と考えます。また、民間団体への補助等財政的支援については、これまでどおり連携内容と予算に応じて実施してまいります。 |
| 4 | 第3章 4施策の実施に関する基本的な考え方の2市町村の役割に「民間団体との連携」についても明記してください。 (1県の役割には明記されているので同様に記載) | ご意見を踏まえ、「民間団体等との緊密な連携」を記載します。(P.18) |
| 5 | 民間団体の役割・機能が「相談、一時保護、同行支援」となっているが、「自立支援、母子自立支援等」や「カウンセリング」、「代弁・権利擁護」を付け加えてください。 | ご意見を踏まえ、「相談、一時保護、同行支援、自立支援等」と記載します。(P.22) それぞれの民間団体で実施されている全ての活動を記載することはスペースの関係上難しいので、ご理解ください。 |

| 番号 | ご意見の概要 | 県の考え方 |
|----|--|---|
| 6 | 基本目標Ⅰ 本文5行目「命の大切さ」の前に、「人権教育や」を加えてください。 | 本文の「命の大切さや他人を思いやる心を養う教育」とは人権教育を指しています。(P.24) |
| 7 | 重点目標2 今後の方策②民間団体との連携について、出前授業の対象に小・中学生を追記してください。 | ご指摘を踏まえて、記載します。(P.26) |
| 8 | 重点目標4に 学校、保育所・幼稚園への周知を加えてください。 | 重点目標4の【今後の方策】「①DV発見・通報のための周知」には、教育関係者に対する情報提供、「③児童相談所等との連携」には学校、保育所、保健所等に対してDVに関するリーフレットを配布することなどを記載しています。(P.28、P.29) |
| 9 | 重点目標5に 保育所・幼稚園の対応を加えてください。 | 重点目標5の【今後の方策】「⑤教育機関・医療機関における対応」には教育関係者の対応が記載されており、保育所や幼稚園の関係者も「教育関係者」で整理しています。(P.31) |
| 10 | 重点目標6 今後の方策に、身体的暴力以外の暴力についても対応していること、心理的支援以外の支援も実施していることを明記してください。 | 本計画における暴力の定義については、身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力、経済的暴力も含む旨を記載しています。(P.2) 心理的支援以外にも法的支援についても記載しています。 |
| 11 | 性的少数者の一時保護施設についても、必要と考えます。検討してください。 | 性的少数者の被害者に対する一時保護も含めた支援については、今後の課題として検討していきます。 重点目標3の【今後の方策】「①男女間における暴力に関する調査の実施」に、性的少数者の被害者についての記載を加えます。(P.27) |
| 12 | 重点目標6 今後の方策④の性的少数者の被害者等の相談体制整備については、他県の取り組み状況等の調査を行うことと合わせて、既存の相談窓口や警察などへの性の多様性に関する研修実施と、相談員のマニュアルやガイドライン・指針への対応方法の明記、および継続的な対応の検討が必要。また、専門知識を持った人の監修を受けながら、相談窓口等で性的少数者やそのパートナー、家族等も相談できる事を示すべき。 | ご指摘の点も踏まえて検討してまいります。 |
| 13 | 国で実施している「DV相談+(プラス)」が終了となっても、県独自で実施できるよう準備を進める旨を付記してください。 | 県独自の24時間電話相談やSNS相談については、DV+の利用状況や他県の状況を調査し、実施の可否も含めて検討することとしています。 |

| 番号 | ご意見の概要 | 県の考え方 |
|----|---|---|
| 14 | 重点目標7 今後の方策 ①相談窓口職員の研修の充実に「研修の講師やSV(スーパーバイザー)に民間団体を活用する」旨を加えてください。 | 相談窓口職員の研修については、すでに研修内容に応じて民間団体から講師を派遣いただっており、ご指摘を踏まえ、重点目標16の「民間団体との連携・協働の充実」に記載します。(P.50) |
| 15 | 重点目標8 今後の方策 ②相談体制の充実の「市町村及び地域包括支援センター職員、介護保険サービス従事者等を対象に、高齢者虐待防止法の趣旨・内容を周知する研修を行います」に、「配暴法の趣旨・内容の周知」も加えてください。 | 高齢者の相談機関に対する配暴法を含むDVの周知については、「①支援情報の提供」に記載しています。(P.35) |
| 16 | 重点目標10 今後の方策に 身体的アプローチ(ヨガ、気功、ダンス、演劇など)についても取り入れるよう検討してください。(PTSDやうつ病の回復に有効) | 身体的アプローチについては、現時点では県として取り組んでおりませんが、その有効性について情報収集に努めてまいります。 |
| 17 | 重点目標11 今後の方策に スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを対象にした児童虐待・DVに関する研修の実施を追加してください。 | スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの研修の機会に、児童虐待・DVの対応についても取り入れることも含め検討してまいります。 |
| 18 | 基本目標 IV 被害者の自立に向けた切れ目のない支援体制の強化 本文1～2行目に「別居、離婚、親権、面会交流等の法的解決」を追加してください。 | ご指摘を踏まえ、基本目標IVの本文に「離婚等に係る法的問題」を記載します。(P.42) |
| 19 | 重点目標13 今後の方策に「婦人保護施設の設置の検討」を追加してください。 | <p>一時保護退所後の支援につきましては、重点目標9の「①女性相談センターにおける一時保護体制の充実」に、女性相談センターにおいて引き続き来所・電話相談に応じることや、市町村等の関係機関に引き継ぐなど、被害者への支援が途切れることのないよう努める旨や、「④多様なニーズに対応した一時保護体制の構築」に、民間団体等との連携による一時保護や自立に向けた中長期支援の体制構築につなげる旨を記載しています。(P.38)</p> <p>今後とも、女性相談センターを核として、県や市町村、関係機関、民間団体が連携し、一時保護退所後も安心して暮らせるように、きめ細かくフォローアップする体制の整備に努めます。</p> |

| 番号 | ご意見の概要 | 県の考え方 |
|----|---|---|
| 20 | <p>重点目標13 ⑥住宅の確保に向けた支援 公営住宅については、市町村によって、対応が異なっている。弾力的な運用を全市町村で促進することや、被害者を配暴センターで一時保護した被害者に限定せず、保証人についても弾力的に運用することを望む。また、身元保証人確保の事業を検討してほしい。</p> | <p>重点目標13の【今後の方策】「⑥住宅の確保に向けた支援」に公営住宅への被害者の優先入居について、弾力的な運用を促進する旨記載しています。(P.45) 県営住宅では一時保護を受けた被害者のほか、各公的機関から入居依頼があった方については、DV被害者等として扱い、弾力的な運用を行っております。 連帯保証人についても原則1人求め、入居希望者の努力にもかかわらず見つからない方であっても、県が認めた家賃債務保証会社と保証委託契約を結んでいただければ、入居を認めております。 公営住宅の運営は、自治体毎の判断となりますが、県としてはDV被害者の自立支援の重要性に鑑み、令和3年2月に市町村公営住宅管理担当者連絡会議を開催し、富山女性相談センター所長から講演していただくとともに、県や各市町村の取り組み状況の情報交換を行い、入居に関して、弾力的に運用が図られるよう、市町村に働きかけたところです。</p> |
| 21 | <p>重点目標16 今後の方策① 民間団体との連携と協働に「研修講師として民間団体を活用する」を追加してください。</p> | <p>研修においては、すでに研修内容に応じて民間団体から講師を派遣いただけており、ご指摘を踏まえ、民間団体との連携・協働の推進に研修を加えます。(P.50)</p> |
| 22 | <p>重点目標16 今後の方策② 民間団体への支援の強化に「財政支援」を明記してください。</p> | <p>「支援」には財政的支援も含まれていますが、民間団体への補助等財政的支援については、これまでどおり連携内容と予算に応じて実施してまいります。</p> |